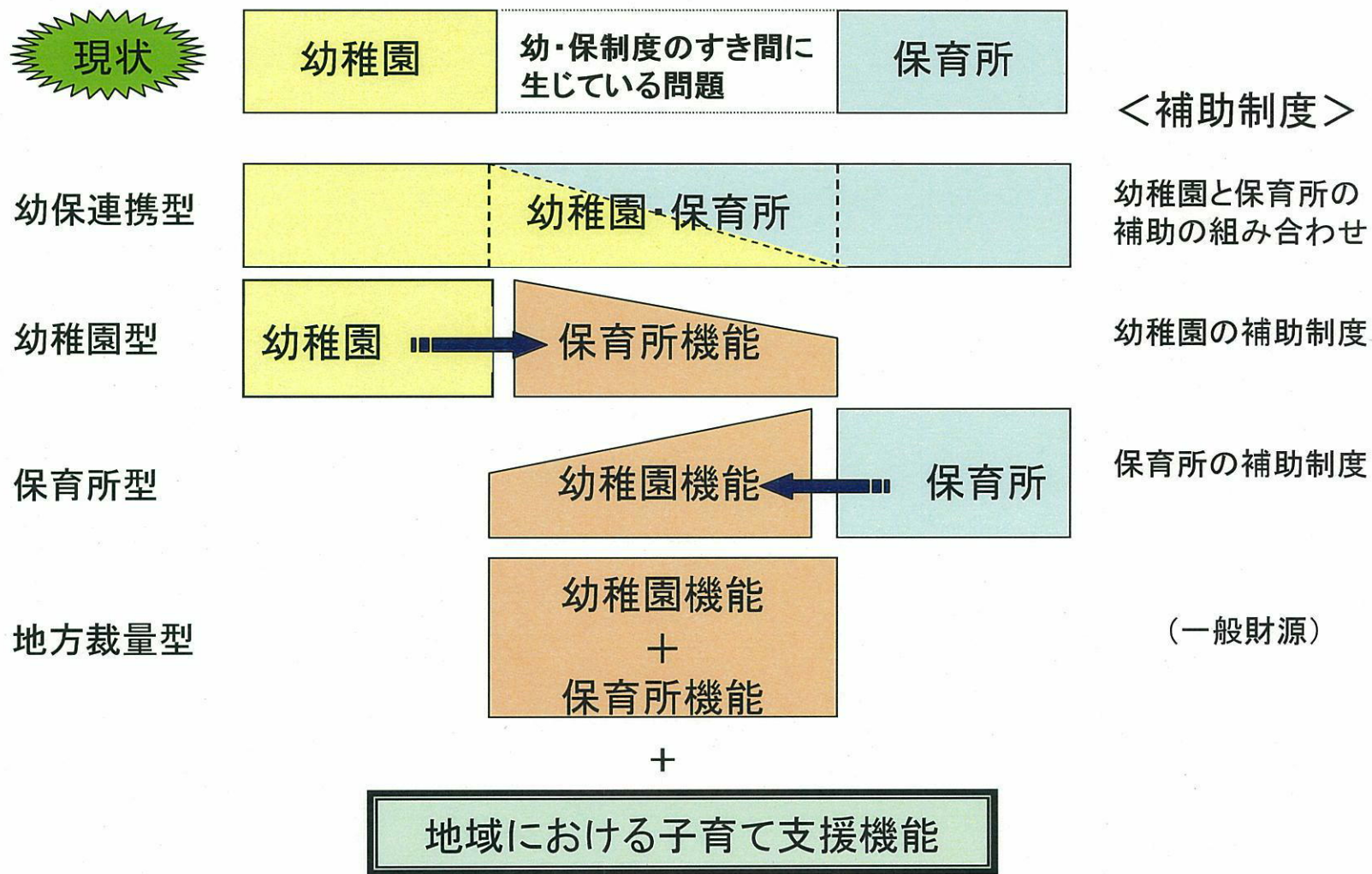


認定こども園の類型と財政措置

地域のニーズに応じて選択が可能に

総合施設（都道府県による認定）



※これらの多様な類型を認定対象としていくとともに、幼保連携型施設の設置促進のための措置を講じる。

幼保連携型の場合の財政上の特例(私立施設)

		現行	新制度による幼保連携施設
幼稚園	(施設整備費) 私立幼稚園施設整備費補助金	学校法人のみ助成	社会福祉法人にも助成
	(運営費) 私学助成	学校法人のみ助成	社会福祉法人にも助成
保育所	(施設整備費) 次世代育成支援対策施設整備費交付金	社会福祉法人、日赤等に助成 (学校法人は対象外)	学校法人にも助成
	(運営費) 保育所運営費負担金	設置主体にかかわらず助成	同左 さらに、助成対象を拡大 (定員10人でも保育所認可)